

上勝小学校いじめ防止基本方針

令和2年10月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、上勝小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）より

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

全ての児童生徒を社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、「いじめは、どの学校・学級、どの子供にも、どの学校にも起こりうる。」という基本認識を踏まえ、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。いじめ防止のための基本姿勢として次の6つのポイントをあげる。

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

3 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

管理職や主幹教諭，生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任，学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては，特別支援コーディネーター，スクールカウンセラー，児童と関わりのある教職員，児童が相談しやすい教職員等を追加したり専門的な知識を有する者の助言を得たりする。

但し，小規模校である本校の実態から，全教職員で事案に対応する場合もある。

(2) 組織の役割

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり，報告を受ける。

○いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。

○緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

4 教育相談

(1) 日常生活の中での教職員の声かけ等，児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
(教職員と児童との信頼関係)

(2) 定期的な教育相談週間を設け，相談体制を整備する。

(3) 保護者からの相談やいじめに関する連絡が即座に連絡できるよう，日頃から保護者との信頼関係を築く。

(4) 相談の内容によっては指導を継続し，必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

(5) 児童や保護者に対して，広く教育相談が利用されるよう，学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

5 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校での教育・指導

① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を，学校教育全体を通じて，児童一人一人に徹底する。

② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う

③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

④ 一人一人を大切にしたい楽しい授業，わかる授業を推進し，確かな学力の向上を図るとともに，学習活動での達成感，成就感を味わわせる。

⑤ ストレスを感じた場合，それを他人にぶつけるのではなく，運動や読書などで発散したり，誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処する力を育む。

⑥ 児童が自己有用感を高め，自尊感情を育むことができ，学校・学級の一員としての自覚がもてる教育活動を推進する。

⑦ 学級活動や道徳の時間に，いじめに関わる問題を取り上げ，いじめは人権侵害であり，絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。

- ⑧ インターネット、メール等において、他人を誹謗・中傷する情報を発信することは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が推進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は注意する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2)家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて関係諸機関との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解して、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進する。
- ④ 保護者には児童が発する変化のサインに気づいたときは、早急に学校に相談することの大切さを理解してもらう。

6 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために日頃から児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。また、すべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

(1) いじめの早期発見に向けて

- ① 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- ② 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- ③ 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（6月、12月、2月）に実施することに加え、日記や連絡帳等の記述から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- ④ いじめの把握にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

- ⑤ 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことごとことにつ教職員の情報交換を密に行う。
- ⑥ 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- ⑦ 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

(2) いじめの早期対応に向けて

- ① いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。
- ② いじめられている児童を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、傍観者の立場にいる児童にも同じように指導する。
- ③ いじめを認知した場合は、速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- ④ 学校内だけでなく関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。

7 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
(教職員の目が届く体制整備)
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、学校の指導方針や今後の対応について話し合う。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にするとともに、今後の関わり方などをともに考え具体的に助言し再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4)他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5)教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6)関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

8 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

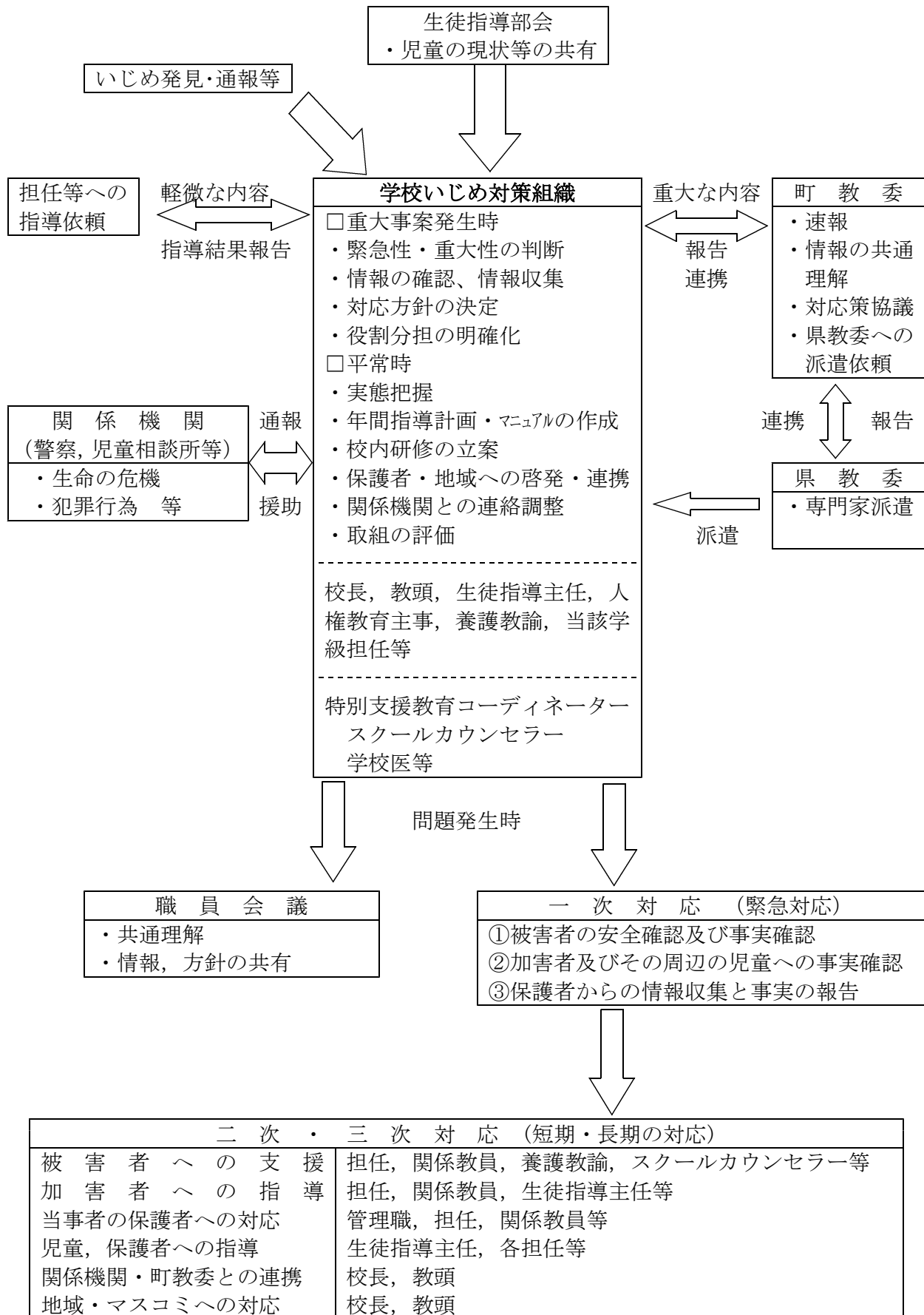
9 重大事態への対応

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会と連携して対応する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

10 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価とと教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証するとともに、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

1.1 いじめの防止等の対策のための校内組織体制図



12 年間計画(いじめ防止プログラム)

年間目標

- ・いじめの早期発見・解決に向けて、いじめ問題に対して積極的に認知し、組織的に取り組む。
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・児童との信頼関係の築き、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・学習指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童の自己肯定感を高めることにより、いじめの未然防止を図る。
- ・児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加できる集団づくりを行い、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

	内容	対象者	担当
4月	学校教育目標の共通理解 家庭訪問 PTA 総会 「上勝教育」作成	教職員 児童・保護者 保護者 教職員	生徒指導主任 各担任 生徒指導主任 生徒指導主任
5月	校内研修(校内支援委員会) 修学旅行 遠足 校内研修(危機管理)	教職員 児童(6年) 児童 教職員	特別支援コーディネーター 6年担任 各担任 安全教育主任
6月	校内研修 (道徳・人権年間計画) プール開き 交通安全教室 なかよしアンケート	教職員 児童 児童 教職員・児童	道徳教育主任・人権教育主事 体育主任 安全教育主任 人権教育主事
7月	終業式 宿泊学習	児童 児童(5年)	生徒指導主任 5年担任
8月	小中響き合いプロジェクト 校内研修(いじめ防止)	教職員 教職員	小中連携担当 生徒指導主任
9月	運動会	児童	体育主任・各担任
10月	遠足 なかよしアンケート	児童 教職員・児童	各担任 人権教育主事
11月	オープンスクール 人権講演会 校内支援委員会 郡人権	児童・保護者 児童・保護者 教職員 教職員	各担任 人権教育主事 特別支援コーディネーター 人権教育主事
12月	マラソン大会 校内研修(不審者対応) 学校評価アンケート	児童 教職員 児童・保護者・教職員	体育主任 安全教育担当 教頭
1月	学習発表会	児童・保護者・地域住民	各担任

2 月	なかよしアンケート 体験入学・入学説明会 校内研修（保小連携）	教職員・児童 保護者 教職員	人権教育主事 1年担任・人権教育主事 特別支援コーディネーター
3 月	卒業式 修了式 校内支援委員会 評価・反省	児童・保護者 児童 教職員 教職員	各担任 各担任 特別支援コーディネーター 生徒指導主任